

建設工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求についての対応要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の入札・契約業務に関し、職員が市の内外から受ける不当な情報提供要求への対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約業務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「不当な情報提供要求」とは、次に掲げる情報のうち非公表又は未公表の情報を職員から聞き出そうとする行為をいう。

- (1) 設計金額
- (2) 予定価格
- (3) 最低制限価格
- (4) 低入札価格調査制度における調査基準価格及び数値的判断基準額
- (5) 入札参加者及び入札参加者数
- (6) 総合評価落札方式の落札者決定に係る評価項目の得点

2 入札公告等の定めに基づき、設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合せを行うことは、この要領において「不当な情報提供要求」に該当しないものとする。

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は、不当な情報提供要求に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

2 職員は、不当な情報提供要求を受けたときは、当該情報提供要求の相手方の氏名、連絡先等の確認を行い、「不当な情報提供要求記録簿」(別記様式。以下「記録簿」という。)を作成するものとする。

3 職員は、前項の規定により記録簿を作成したときは、速やかにその職員が所属する課(室、所等)の長(以下「所属長」という。)に報告しなければならない。

4 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、契約担当課長に報告しなければならない。

5 契約担当課長は、前項の規定による報告を受けたときは、契約担当部長に報告しなければならない。

(記録簿の保管等)

第4条 契約担当課長は、記録簿を適正に保管し、及び保存しなければならない。

(指名停止等)

第5条 市長は、八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則(昭和42年八戸市規則第9号)第3条の規定により指名競争入札に参加する資格を有すると認定された者が、不当な情報提供要求を行ったと認められた場合は、八戸市建設業者等指名停止要領(平成16年6月1日実施)第2条別表第16号の規定に基づき指名停止を行い、その内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から実施する。

不当な情報提供要求記録簿

記録者（所属）

職名

氏名

対応日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
対応方法・場所	面談 電話 その他 () 場所
相手方の住所・氏名 電話番号等	住所 団体名等 氏名 電話番号
工事（委託）名	
内容	
対応	
処理状況	
備考	